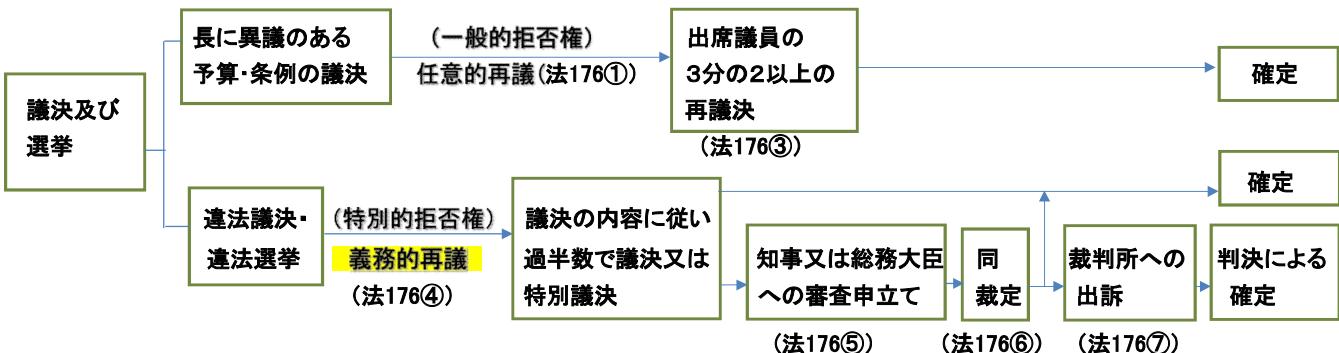


## 再議について（議会の議決又は選挙に対する長の処置）

### ▼現行制度（法第176条関係）



### 地方自治法第176条（抜粋）

- ① 普通地方公共団体議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。
- ③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超えるか又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

## 再議について（議会の議決又は選挙に対する長の処置）

### 【概要】

◆6月19日本会議において、陳情案件を採決する際、除斥すべき議員を除斥させないまま採決を行い、全会一致（賛成者無し0対14）で「不採択」と決した。

### 【問題点】（違法性）

議決結果が全会一致であっても、除斥されるべき議員が議事に参与したまま議決してしまった点。（法第117条に抵触）

### 【行政実例】（昭和25.10.3）

◆除斥されるべき者が議事に参与した議決（賛成起立者なしで「不採択」）であっても、当然には無効とはならない。しかし、違法な議決であるから、自治法第176条第4項の規定により長において措置すべきである。【義務的再議】

### 地方自治法第117条（議長及び議員の除斥）

普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己又はこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてはその議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。